

住宅

特定目的住宅（車いす住宅）への入居

車いす利用者向けの住宅に申込みできます。（一定の収入制限等入居資格があります。）

●対象となる人

身体に障がい等があり、常時車いすの利用が必要な方のいる世帯（2人以上の世帯）

●県営住宅

募集時期は6月、9月、12月、3月。広報紙「むなかたタウンプレス」または宗像市ホームページで募集時期をお知らせいたします。応募者が多数の場合は抽選となります。ただし、宗像市内にある県営住宅には、車いす住宅はありません。

●市営住宅

ゆり団地（自由ヶ丘2丁目）に2戸の車いす等専用住宅があります。

空室がでた場合、1月、4月、7月、10月に広報紙「むなかたタウンプレス」と宗像市ホームページでお知らせいたします。

●お問い合わせ

（県営住宅）福岡県住宅供給公社 福岡管理事務所

TEL 092-713-1683 FAX 092-737-3183

（市営住宅）宗像市役所 建築課 住宅係

TEL 0940-36-5203 FAX 0940-36-7005

県営住宅への入居

空家住宅に申込みの場合、一定の障がいのある人がいる世帯については、2つの抽選番号が割りあてられる倍率優遇措置があります。（一定の収入制限があります。）

●倍率優遇措置の対象となる人

- ・身体障害者手帳1級～4級の人
- ・療育手帳A1～A3、B1の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級～2級の人
- ・難病患者等で特定医療費（指定難病）受給者証、障害福祉サービス受給者証、または地域相談支援受給者証を取得している人

●単身での申込みの注意点

- ・療育手帳 A1～A3、B1、B2の人は、入居後に相談対応等の居住支援体制が整うこと
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級～3級の人は、入居後に相談対応等の居住支援体制が整うこと
- ※詳しくは、福岡県住宅供給公社 福岡管理事務所までお問い合わせください。

●県営住宅への入居募集時期（予定）

抽選方式：6月、9月、12月、3月

常時募集：一部の県営住宅は先着順でお申込みを受け付けます。

詳しくは下記にお問い合わせください。

●お問い合わせ

（県営住宅）福岡県住宅供給公社 福岡管理事務所

TEL 092-713-1683 FAX 092-737-3183

市営住宅への入居申込み

●市営住宅の入居条件

- ① 市内に居住、または勤務する人で同居しようとする3親等内の親族がいる人。ただし高齢者や障がいのある人等は単身入居可能。(障がいのある人の単身入居要件については、以下の「●単身での申込みができる人」の欄を参照)
- ② 入居名義人は成年者であること。
- ③ 同居しようとする親族の収入を含め、諸控除後の月平均所得額が次の収入であること。

一般世帯	158,000円以下
障がい者世帯 高齢者世帯 等	214,000円以下

- ④ 現に住宅に困っている方。(持家のある方および公営住宅の入居者は申込できません。)
- ⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと。
- ⑥ 家賃3ヶ月分の敷金が払えること。

●単身での申込みができる人(※床面積が55平方メートル以下の住戸に限ります)

- ① 身体障害者手帳1級～4級の人
 - ② 療育手帳 A1～A3、B1、B2の人で、入居後に相談対応等の居住支援体制が整っている人(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。)
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級～3級の人で、入居後に相談対応等の居住支援体制が整っている人(居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。ただし、精神障がい3級で介護の必要のない人は、そのことについて市町村・医師等の証明がある場合は申込みが可能です。)
 - ④ 年齢が60歳以上の人
- ※その他にも単身で申込みができる条件があります。

●市営住宅の入居募集時期

空室がでた場合、1月、4月、7月、10月に広報紙「むなかたタウンプレス」と宗像市ホームページでお知らせいたします。

●入居予定者の決定

応募者多数の場合、公開による抽選会を行い、入居予定者を決定します。

●お問い合わせ

宗像市役所 建築課 住宅係

TEL 0940-36-5203 FAX 0940-36-7005

住宅改修費の助成

手すりの設置や段差の解消など、障がいのある人が生活しやすいように住宅を改修する場合、その費用の一部を助成する制度です。（但し、新築・増改築などは対象外です。）

（１）居宅生活動作補助用具（日常生活用具給付事業）

●対象となる人

身体障害者手帳の下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障害に限る）３級以上の人（ただし、学齢児以上が対象で、介護保険制度に該当する人は対象となりません。）

●助成額

一住宅につき、２０万円を限度とします。（定率１割負担となります。（ただし、所得に応じて一定の月額負担上限額が設定されます。また、一定所得以上の人は、対象外となります。））

（２）福岡県高齢者等在宅生活支援事業（福岡住みよか事業）

●対象となる人

市町村民税及び所得税の前年分の非課税世帯に属する人で、次の①または②に該当する人（ただし、介護保険制度に該当する人は対象となりません。）

- ① 身体障害者手帳の障がいが視覚障がい又は肢体不自由で、障がいの程度が１級・２級の人
- ② 療育手帳の障がいの程度がＡ１、Ａ２、Ａ３の人

●助成額

一住宅につき、３０万円を限度とします。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係
TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

す ま い

「住マイむなかた」（住まいと暮らしの情報センター）

福岡県・宗像市の協力のもとに運営する市民公益活動団体です。住宅のバリアフリー改修工事の相談や、障がい者対応賃貸住宅についての情報提供など、宗像市の住宅と住生活に関する相談を受け付けています。（ただし、苦情、クレームや紛争処理は受け付けておりません。）

内容に応じてプロの相談員がご自宅までお伺いします。

●対象となる人

宗像市内にお住まいの人、及びこれから宗像市にお住まいになろうとしている人

●費用

無料（別途調査費などが必要になる場合はあらかじめご相談します。）

●お問い合わせ

「一般社団法人住マイむなかた」（住まいと暮らしの情報センター）

宗像市久原１８０番地（メイトム宗像）

TEL 0940-37-2525 FAX 0940-72-7707 （予約受付 平日9:00～17:00）